

第20期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
当社本店（三井住友銀行本店ビル）

議 案

会社提案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役15名選任の件

株主提案

- 第4号議案及び第5号議案

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、インターネットを通じた株主総会へのご参加方法を充実させております。議決権行使及びご質問・ご意見のご送付を事前に行っているほか、議事の模様を同時中継でご視聴いただけます。詳しくは、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://s.srdb.jp/8316/>



株主総会にご出席いただいた株主の皆さまへのお土産は用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

三井住友フィナンシャルグループ

証券コード 8316

2022年6月8日

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
取締役 執行役社長 太田 純

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、ご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から4頁の記載に従って、郵送またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|---------------------|--|--------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 | | |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 当社本店（三井住友銀行本店ビル） | | |
| 3. 株主総会の目的事項 | | | |
| 報告事項 | (1) 2021年4月1日より2022年3月31日に至る第20期事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査委員会の監査結果報告の件 | | |
| | (2) 2021年4月1日より2022年3月31日に至る第20期計算書類の内容報告の件 | | |
| 決議事項 | 会社提案 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | | 第3号議案 | 取締役15名選任の件 |
| | 株主提案 | 第4号議案 | 定款の一部変更の件（パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示） |
| | | 第5号議案 | 定款の一部変更の件（IEAによるネットゼロ排出シナリオとの一貫性ある貸付等） |

■ 定時株主総会の招集の通知に際して株主の皆さまに対し提供すべき事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の監査報告書謄本は、別添の「第20期報告書」に記載のとおりであります。ただし、事業報告の「当社の現況に関する事項」のうち「企業集団の使用人の状況」及び「企業集団の主要な営業所等の状況」、「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」並びに「会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針」、連結計算書類及び計算書類の注記並びに連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.smfg.co.jp>）に掲載することにより開示しておりますので、「第20期報告書」には記載しておりません。

■ 「第20期報告書」に記載した連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。また、「第20期報告書」に記載した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.smfg.co.jp>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

インターネットによる議決権行使



行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時10分まで

当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイトログインのうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細につきましては、3頁をご覧ください。

セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、下記のお問合せ先にご照会ください。

インターネットによる
議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

⚠ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際は、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要となります。

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、当社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

郵送による議決権行使



行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

詳細につきましては、4頁をご覧ください。

- 株主総会にご出席いただく場合は、同封の出席票を議決権行使書用紙と切り離さずに会場受付へご提出ください。

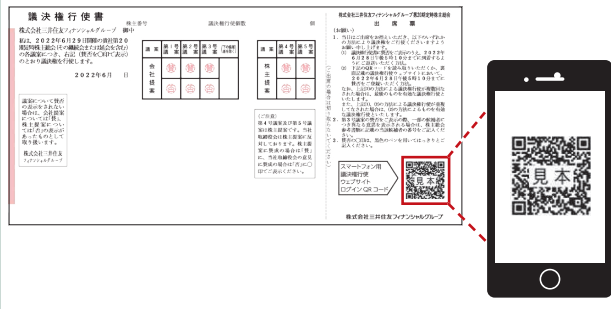
インターネットによる議決権行使

QRコードによるログイン方法

同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

⚠ 注意事項

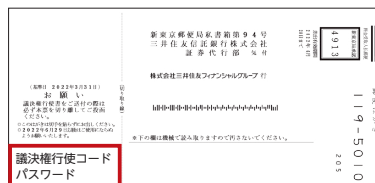
2回目以降の読み取り時は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。



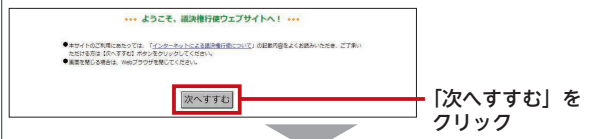
議決権行使コード及びパスワードによるログイン方法

次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書・出席票用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力ください。

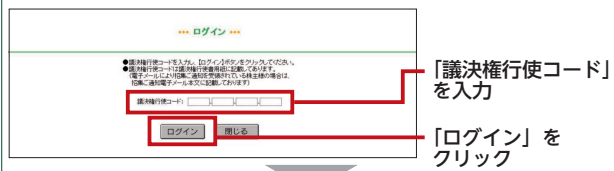
<https://www.web54.net>



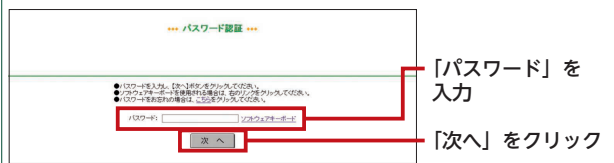
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワード認証



以降は、画面の案内に従って賛否をご登録ください。

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書				議決権行使回数			出 席 票		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 御 株主番号 2022年6月29日開催の貴社第20期臨時株主総会(その継続会または再会を含む)の各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。 2022年6月 日				議案 第1号議案 第2号議案 第3号議案 (下の候補者を除く)			議案 第4号議案 第5号議案 株主提案		
議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示がなかったものとして取り扱います。 株式会社三井住友フィナンシャルグループ				(ご留意) 第4号議案及び第5号議案は株主提案です。当社取締役会は株主提案に反対しております。株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。			(お願ひ) 1. 当日はご出席をお控えいただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使ください。詳しくは、下記の方法により議決権をご行使ください。2022年6月28日午後5時10分までに到着するようにご送返ください。 (1) 議決権行使書に賛否をご記入の上、2022年6月28日午後5時10分までに到着するようにご送返ください。 (2) 下記のQRコードを読み取りいただくか、裏面記載の議決権行使ウェブサイトにおいて、2022年6月28日午後5時10分までに賛否をご登録いただく方法。 なお、上記の方法による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。 また、上記(1)、(2)の方法による議決権行使が重複してなされた場合は、(2)の方法によるものを有効な議決権行使といたします。 第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思が表示される場合は、株主総会参考書類に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否の○印は、黒色のペンを用いてはっきりとご記入ください。		
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード				見本			第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ				(ご留意) 第4号議案及び第5号議案は株主提案です。当社取締役会は株主提案に反対しております。株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。			第4号議案及び第5号議案は一部の株主からの共同提案によるものです。当社取締役会はこれらの議案に 反対 しております。詳細につきましては27頁から32頁をご参照ください。		

↑こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に

ご賛同いただける場合は、

右図のようにご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	○	○	○
株主提案	○	○	○

議案	第4号議案	第5号議案
株主提案	○	○
株主提案	○	○

議案及び提案の理由並びに参考事項

会社提案（第1号議案から第3号議案まで）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全性の確保、株主還元強化及び成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。当該方針、今後の経済金融環境及び当事業年度の業績等を総合的に勘案いたしまして、当事業年度末の剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

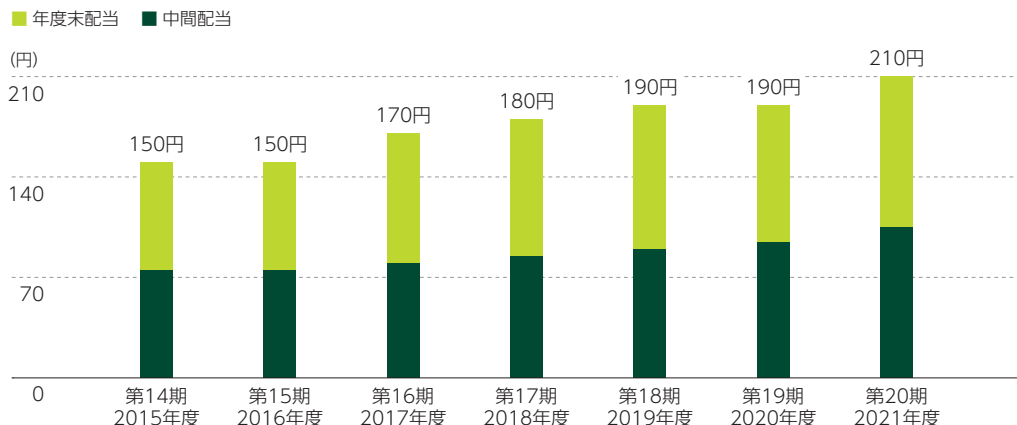
普通株式 1株につき105円 総額143,936,077,005円

普通株式1株につき105円の間配当金をお支払いいたしておりますので、当事業年度を通じての配当金は1株につき210円となり、これは前事業年度にくらべ1株につき20円の増配であります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

（ご参考）普通株式1株当たりの配当金



第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が創設されますので、不要となります株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に係る規定の削除、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めの新設等、所要の変更を行うため、定款を下記現行定款・変更案対照表のとおり変更しようとするものであります。

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附 則</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する効力発生日) 第2条 第20期定時株主総会における定款第25条の削除及び新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下施行日という）から効力を生ずるものとする。なお、本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または次条に定める株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第20期定時株主総会における削除及び新設前の定款第25条はなお効力を有する。なお、本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または本条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役15名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役15名全員が任期満了となりますので、この際取締役15名（うち社外取締役7名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

指名委員会の決定に基づく取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任 くにべ 國部 たけし 毅	取締役会長 指名委員、報酬委員、 サステナビリティ委員	10回中すべてに出席 (100%)
2	再任 おおた 太田 じゅん 純	取締役、執行役社長（代表執行役） グループCEO 報酬委員、サステナビリティ委員	10回中すべてに出席 (100%)
3	再任 たかしま 高島 まこと 誠	取締役	10回中すべてに出席 (100%)
4	再任 なかしま 中島 とおる 達	取締役、執行役専務 グループCFO、グループCSO 広報部、企画部、事業開発部、 サステナビリティ企画部、 財務部担当役員 リスク委員	10回中すべてに出席 (100%)
5	再任 くどう 工藤 ていこ 禎子	取締役、執行役専務 グループCRO リスク統括部、米州リスク管理部、 投融資企画部担当役員	取締役就任後に 開催された 8回中すべてに出席 (100%)
6	再任 いのうえ 井上 あつひこ 篤彦	取締役 監査委員	10回中すべてに出席 (100%)
7	再任 いっしき 一色 としひろ 俊宏	取締役 監査委員	取締役就任後に 開催された 8回中すべてに出席 (100%)

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (出席率)
8	かわさき やすゆき 再任 川 崎 靖 之	取締役	取締役就任後に開催された8回中すべてに出席(100%)
9	まつもと まさゆき 再任 松 本 正 之	取締役 指名委員、監査委員 (委員長) 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)
10	Arthur M. Mitchell 再任 アーサー M. ミッチェル	取締役 指名委員、報酬委員 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)
11	やまざき しょうぞう 再任 山 崎 彰 三	取締役 監査委員、リスク委員 (委員長) 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)
12	こうの まさはる 再任 河 野 雅 治	取締役 指名委員、リスク委員、 サステナビリティ委員 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)
13	つつい よしのぶ 再任 筒 井 義 信	取締役 指名委員 (委員長)、報酬委員 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)
14	しんぼ かつよし 再任 新 保 克 芳	取締役 監査委員、報酬委員 (委員長) 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)
15	さくらい えりこ 再任 桜 井 恵 理 子	取締役 指名委員、報酬委員、 サステナビリティ委員 (委員長) 社外取締役 独立役員	10回中すべてに出席(100%)

- 注 1. 「取締役会への出席状況 (出席率)」は、当事業年度に開催された取締役会への出席状況及び出席率を記載しております。
2. CEO、CFO、CSO及びCROは、それぞれ以下を示しております。
 CEO : Chief Executive Officer (最高経営責任者)
 CFO : Chief Financial Officer (最高財務責任者)
 CSO : Chief Strategy Officer (最高戦略責任者)
 CRO : Chief Risk Officer (最高リスク管理責任者)
3. 松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の7氏は、33頁に記載の、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、各氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性一覧表 (スキル・マトリックス)

氏名	就任年	就任予定の委員会 ※◎は委員長					当社が特に期待する知見・経験							多様性	
		指名	監査	報酬	リスク	サステナビリティ	企業経営	金融	グローバル	法務・リスク管理	財務会計	IT/DX	サステナビリティ	国際性(外国籍)	ジェンダー(性別)
國部 毅	2007年	○		○		○									
太田 純	2014年			○		○									
高島 誠	2017年														
中島 達	2019年				○										
工藤 禎子	2021年														
井上 篤彦	2019年		○												
一色 俊宏	2021年		○												
川寄 靖之	2021年														
松本 正之	2017年	○	◎												
アーサー M. ミッチェル	2015年	○		○											
山崎 彰三	2017年		○		◎										
河野 雅治	2015年	○			○	○									
筒井 義信	2017年	◎		○											
新保 克芳	2017年		○	◎											
桜井 恵理子	2015年	○		○		◎									

- 注 1. 「当社が特に期待する知見・経験」に記載の項目は、対象取締役候補者に対して特に期待する分野であり、対象取締役候補者が有する全ての知見・経験を表すものではありません。
- 注 2. 第3号議案が承認可決された場合、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、リスク委員会及びサステナビリティ委員会の構成並びに各委員会の委員長については以下を予定しております。
- 指名委員会 : 筒井義信 (委員長)、國部毅、松本正之、アーサー M. ミッチェル、河野雅治、桜井恵理子
 - 監査委員会 : 松本正之 (委員長)、井上篤彦、一色俊宏、山崎彰三、新保克芳
 - 報酬委員会 : 新保克芳 (委員長)、國部毅、太田純、アーサー M. ミッチェル、筒井義信、桜井恵理子
 - リスク委員会 : 山崎彰三 (委員長)、中島達、河野雅治、山口廣秀 (外部有識者)、山崎達雄 (外部有識者)
 - サステナビリティ委員会 : 桜井恵理子 (委員長)、國部毅、太田純、河野雅治、高村ゆかり (外部有識者)、足達英一郎 (有識者)

候補者
番号

1

くにべ
國部

たけし
毅

1954年3月8日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 86,477株
- 当社における地位及び担当 取締役会長
指名委員、報酬委員、サステナビリティ委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|-----------|-----------------------|-----------|------------------------------|
| 1976年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2011年 4月 | 同 頭取兼最高執行役員 |
| 2003年 6月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2017年 4月 | 当社 取締役社長
株式会社三井住友銀行 取締役辞任 |
| 2006年 10月 | 同 常務執行役員 | 2017年 6月 | 当社 取締役 執行役社長 |
| 2007年 4月 | 当社 常務執行役員 | 2019年 4月 | 同 取締役会長（現任） |
| 2007年 6月 | 同 取締役 | 2021年 10月 | 株式会社三井住友銀行 取締役会長（現任） |
| 2009年 4月 | 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 | | |

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役会長
株式会社小松製作所 取締役
大正製薬ホールディングス株式会社 取締役
南海電気鉄道株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

國部毅氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2011年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取や当社社長として同行や当社を統率・牽引し、2019年4月以降は当社取締役会長として当社の取締役会を統理しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

おおた じゅん
太田 純

1958年2月12日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 57,108株
- 当社における地位及び担当 取締役、執行役社長（代表執行役）
グループCEO
報酬委員、サステナビリティ委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|----------|-------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 1982年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2017年 4月 | 当社 取締役兼副社長執行役員
株式会社三井住友銀行 取締役辞任 |
| 2009年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2017年 6月 | 当社 取締役 執行役副社長 |
| 2012年 4月 | 同 常務執行役員 | 2018年 3月 | 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取
執行役員 |
| 2013年 4月 | 当社 常務執行役員 | 2019年 4月 | 当社 取締役 執行役社長（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役辞任 |
| 2014年 4月 | 同 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 専務執行役員 | | |
| 2014年 6月 | 当社 取締役 | | |
| 2015年 4月 | 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 | | |

■ 重要な兼職の状況

日本電気株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

太田純氏は、長年にわたり、経営企画、広報、財務、グループ会社管理、投資銀行業務等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2019年4月以降、執行役社長として当社を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

太田純氏は、2022年6月22日に日本電気株式会社の取締役を退任する予定であります。

候補者
番号

3

たかしま
高島

まこと
誠

1958年3月31日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 62,024株
- 当社における地位及び担当 取締役
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|----------|-----------------|-----------|--------------|
| 1982年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2016年 12月 | 同 取締役兼専務執行役員 |
| 2009年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2017年 4月 | 同 頭取（現任） |
| 2012年 4月 | 同 常務執行役員 | 2017年 6月 | 当社 取締役（現任） |
| 2014年 4月 | 同 専務執行役員 | | |

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 頭取
一般社団法人全国銀行協会 会長

■ 取締役候補者とした理由

高島誠氏は、長年にわたり、国際業務、経営企画等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2017年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取として同行を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献できると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

なかしま

中島

とおる

達

1963年9月14日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 34,855株
- 当社における地位及び担当 取締役、執行役専務
グループCFO、グループCSO
広報部、企画部、事業開発部、サステナビリティ企画部、
財務部担当役員
リスク委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）

略歴

- | | | | |
|----------|-----------------------|----------|-----------------------------------|
| 1986年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2019年 4月 | 当社 執行役専務
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 |
| 2014年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2019年 6月 | 当社 取締役 執行役専務（現任） |
| 2016年 4月 | 同 常務執行役員 | 2022年 4月 | 株式会社三井住友銀行 取締役辞任 |
| 2017年 4月 | 当社 常務執行役員 | | |
| 2019年 3月 | 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員 | | |

取締役候補者とした理由

中島達氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、リテール業務、サステナビリティ推進、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

く どう て い こ
工藤 禎子

1964年5月22日生
女性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 28,912株
- 当社における地位及び担当 取締役、執行役専務
グループCRO
リスク統括部、米州リスク管理部、投融資企画部担当役員
- 取締役会への出席状況（出席率） 取締役就任後に開催された8回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|----------|--------------------------------|----------|------------------|
| 1987年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2021年 3月 | 同 取締役兼専務執行役員（現任） |
| 2014年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2021年 4月 | 当社 執行役専務 |
| 2017年 4月 | 同 常務執行役員 | 2021年 6月 | 同 取締役 執行役専務（現任） |
| 2020年 4月 | 当社 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 専務執行役員 | | |

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
- トヨタ自動車株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

工藤禎子氏は、長年にわたり、投資銀行業務、リスク管理、サステナビリティ推進等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

いのうえ

井上

あつひこ

篤彦

1957年7月3日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 19,576株
- 当社における地位及び担当 取締役
監査委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|----------|------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 1981年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2014年 6月 | 当社 取締役 |
| 2008年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2015年 4月 | 同 取締役辞任
株式会社三井住友銀行 専務執行役員 |
| 2011年 4月 | 同 常務執行役員 | 2019年 6月 | 当社 取締役（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役（現任） |
| 2014年 4月 | 当社 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 | | |

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役

■ 取締役候補者とした理由

井上篤彦氏は、長年にわたり、法人営業、与信審査・管理、内部監査等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

いっしき
一色
としひろ
俊宏

1962年9月15日生
男性

再任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 36,058株
- 当社における地位及び担当 取締役
監査委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 取締役就任後に開催された8回中すべてに出席（100%）

略歴

- | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------------------------------|
| 1985年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2019年 4月 | 同 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 専務執行役員 |
| 2013年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2021年 4月 | 同 専務執行役員退任 |
| 2015年 4月 | 同 常務執行役員 | 2021年 6月 | 当社 取締役（現任） |
| 2017年 4月 | 当社 常務執行役員 | | |

取締役候補者とした理由

一色俊宏氏は、長年にわたり、総務、法務、法人営業、リテール業務、事務企画、決済業務等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

かわさき やすゆき
川 寄 靖 之

1959年4月30日生
男性

再 任



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 31,749株
- 当社における地位及び担当 取締役
- 取締役会への出席状況（出席率） 取締役就任後に開催された8回中すべてに出席（100%）

■ 略歴

- | | | | |
|----------|--|----------|--------------------------------|
| 1982年 4月 | 株式会社住友銀行入行 | 2017年 6月 | 当社 執行役副社長 |
| 2009年 4月 | 株式会社三井住友銀行 執行役員 | 2018年 4月 | 同 副会長
株式会社三井住友銀行 副会長 |
| 2012年 4月 | 同 常務執行役員 | 2020年 4月 | 当社 副会長退任
株式会社三井住友銀行 副会長退任 |
| 2013年 4月 | 当社 常務執行役員 | 2020年 5月 | SMBC日興証券株式会社 代表取締役兼
副社長執行役員 |
| 2014年 4月 | 同 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 専務執行役員 | 2021年 4月 | 同 代表取締役会長（現任） |
| 2015年 4月 | 同 取締役兼専務執行役員 | 2021年 6月 | 当社 取締役（現任） |
| 2017年 4月 | 当社 副社長執行役員
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取
執行役員 | | |

■ 重要な兼職の状況

SMBC日興証券株式会社 代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

川寄靖之氏は、長年にわたり、国際業務、人事等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2021年4月以降、SMBC日興証券株式会社の代表取締役会長として同社を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

まつもと
松本

まさゆき
正之

1944年4月14日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 2,900株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員、監査委員（委員長）
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 4年11ヵ月

略歴

- | | | | |
|----------|--------------|----------|--------------------------------|
| 1967年 4月 | 日本国有鉄道入社 | 2011年 1月 | 同社 取締役辞任 |
| 1987年 4月 | 東海旅客鉄道株式会社入社 | 2011年 1月 | 日本放送協会 会長 |
| 1992年 6月 | 同社 取締役秘書室長 | 2014年 1月 | 同協会退職 |
| 1996年 6月 | 同社 常務取締役 | 2014年 4月 | 東海旅客鉄道株式会社 特別顧問（現任） |
| 1998年 6月 | 同社 専務取締役 | 2015年 6月 | 株式会社三井住友銀行 取締役 |
| 2000年 6月 | 同社 代表取締役副社長 | 2017年 6月 | 当社 取締役（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役退任 |
| 2004年 6月 | 同社 代表取締役社長 | | |
| 2010年 4月 | 同社 代表取締役副会長 | | |

重要な兼職の状況

東海旅客鉄道株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

松本正之氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、公共性の高い企業等の経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、監査委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

松本正之氏は、東海旅客鉄道株式会社の特別顧問に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2021年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から東海旅客鉄道株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

その他

松本正之氏は、2015年6月より2017年6月まで、当社の子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりました。

候補者
番号

10

Arthur M. Mitchell
アーサー M. ミッチェル

1947年7月23日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 1,400株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員、報酬委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 6年11ヵ月

略歴

1976年 7月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）
2003年 1月 アジア開発銀行 ジェネラルカウンセラー
2007年 9月 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
入所

2008年 1月 外国法事務弁護士登録（現任）
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
外国法事務弁護士（現任）
2015年 6月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社小松製作所 取締役

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

アーサー M. ミッチェル氏は、国際法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、企業経営、金融及び国際法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

11

やまざき
山崎

しょうぞう
彰三

1948年9月12日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 1,400株
- 当社における地位及び担当 取締役
監査委員、リスク委員（委員長）
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 4年11ヵ月

略歴

- | | | | |
|-----------|----------------------------------|----------|--------------|
| 1970年 11月 | 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人
トーマツ）入所 | 2010年 7月 | 日本公認会計士協会 会長 |
| 1974年 9月 | 公認会計士登録（現任） | 2013年 7月 | 同協会 相談役（現任） |
| 1991年 7月 | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人
トーマツ） 代表社員 | 2014年 4月 | 東北大学会計大学院 教授 |
| 2010年 6月 | 有限責任監査法人トーマツ退職 | 2017年 6月 | 当社 取締役（現任） |

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

山崎彰三氏は、財務会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計をはじめとする財務会計全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、財務会計及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、リスク委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

12

この
河野
まさはる
雅治

1948年12月21日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員、リスク委員、サステナビリティ委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 6年11ヵ月

略歴

- | | | | |
|----------|------------------------------------|----------|-------------------------------|
| 1973年 4月 | 外務省入省 | 2011年 3月 | イタリア駐箚特命全権大使 |
| 2005年 8月 | 同省 総合外交政策局長 | 2011年 5月 | 兼 アルバニア・サンマリノ・マルタ駐箚
特命全権大使 |
| 2007年 1月 | 同省 外務審議官（経済担当） | 2014年 9月 | 退官 |
| 2009年 2月 | ロシア駐箚特命全権大使 | 2015年 6月 | 当社 取締役（現任） |
| 2009年 5月 | 兼 アルメニア・トルクメニスタン・
ペラルーシ駐箚特命全権大使 | | |

重要な兼職の状況

株式会社ドトール・日レスホールディングス 取締役

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

河野雅治氏は、外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、外交、リスク管理及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会、リスク委員会及びサステナビリティ委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

13

つつい よしのぶ
筒井 義信

1954年1月30日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員（委員長）、報酬委員
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 4年11ヵ月

略歴

- | | | | |
|----------|--------------|----------|----------------------------|
| 1977年 4月 | 日本生命保険相互会社入社 | 2010年 3月 | 同社 代表取締役専務執行役員 |
| 2004年 7月 | 同社 取締役 | 2011年 4月 | 同社 代表取締役社長 |
| 2007年 1月 | 同社 取締役執行役員 | 2017年 6月 | 当社 取締役（現任） |
| 2007年 3月 | 同社 取締役常務執行役員 | 2018年 4月 | 日本生命保険相互会社 代表取締役会長
（現任） |
| 2009年 3月 | 同社 取締役専務執行役員 | | |

重要な兼職の状況

- 日本生命保険相互会社 代表取締役会長
- 株式会社帝国ホテル 取締役
- 西日本旅客鉄道株式会社 取締役
- パナソニックホールディングス株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

筒井義信氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、企業経営及び金融に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会を委員長として主導するとともに、報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

筒井義信氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役会長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2021年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から日本生命保険相互会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

候補者
番号

14

しんぼ
新保
かつよし
克芳

1955年4月8日生
男性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 2,900株
- 当社における地位及び担当 取締役
監査委員、報酬委員（委員長）
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 4年11ヵ月

■ 略歴

1984年 4月 弁護士登録（現任）

1999年 11月 新保法律事務所 弁護士（現任）

2015年 6月 株式会社三井住友銀行 監査役

2017年 6月 当社 取締役（現任）

株式会社三井住友銀行 監査役辞任

■ 重要な兼職の状況

株式会社ヤクルト本社 取締役

三井化学株式会社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

新保克芳氏は、企業法務の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

■ その他

新保克芳氏は、2015年6月より2017年6月まで、当社の子会社である株式会社三井住友銀行の社外監査役に就任しておりました。

候補者番号

15

さくらい
桜井

えりこ
恵理子

1960年11月16日生
女性

再任

社外取締役

独立役員



- 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 4,300株
- 当社における地位及び担当 取締役
指名委員、報酬委員、サステナビリティ委員（委員長）
- 取締役会への出席状況（出席率） 10回中すべてに出席（100%）
- 社外取締役としての在任期間 6年11ヵ月

略歴

- | | | | |
|----------|--|----------|--|
| 1987年 6月 | Dow Corning Corporation入社 | 2018年 5月 | ダウ・シリコン・ホールディング・ジャパン
合同会社
代表社員 ダウ・スイツァーランド・
ホールディング・ゲーエムベーハー
職務執行者 |
| 2008年 5月 | 東レ・ダウコーニング株式会社 取締役 | 2018年 6月 | ダウ・東レ株式会社 代表取締役会長・
CEO |
| 2009年 3月 | 同社 代表取締役会長・CEO | 2020年 8月 | ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役
社長（現任） |
| 2011年 5月 | Dow Corning Corporation リージョナル
プレジデント-日本/韓国 | | |
| 2015年 2月 | ダウコーニング・ホールディング・ジャパン
株式会社 代表取締役社長 | | |
| 2015年 6月 | 当社 取締役（現任） | | |

重要な兼職の状況

ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役社長
パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン株式会社 代表取締役
花王株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

桜井恵理子氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、サステナビリティ委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

桜井恵理子氏は、ダウ・ケミカル日本株式会社の代表取締役社長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2021年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行からダウ・ケミカル日本株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社株式を保有していないこと等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

その他

桜井恵理子氏は、2022年6月20日にアステラス製薬株式会社の取締役に就任する予定であります。

- 注 1. 当社は、松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の7氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。
2. 当社は、会社役員が責任追及の可能性に委縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、國部毅、太田純、高島誠、中島達、工藤禎子、井上篤彦、一色俊宏、川崎靖之、松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の15氏との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。本契約においては、会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。
- (1)会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。
- (2)当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が当該会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとしております。
3. 当社は、役員等が責任追及の可能性に委縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約の被保険者の範囲は、当社並びに当社子会社である株式会社三井住友銀行、株式会社SMBC信託銀行、SMBC日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社及び株式会社日本総合研究所の取締役、監査役、執行役及び執行役員となっております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。各取締役候補者は、既に本契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、当社取締役として、引き続き、被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。
4. 松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の7氏は、社外取締役候補者であります。
5. 筒井義信氏は、パナソニックホールディングス株式会社（旧パナソニック株式会社）の社外取締役に就任しておりますが、同社及び同社の米国子会社であるパナソニック アビオニクス株式会社（以下PACという）は、PACによる航空会社との特定の取引及びその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関して、連邦海外腐敗行為防止法及びその他の米国証券関連法違反の疑いで調査を受けておりましたが、2018年5月に、米国証券取引委員会及び米国司法省との間で、米国政府への制裁金の支払い及びコンプライアンス改善のための各種取組みについて合意しました。同氏は、当該事実を認識してはおりませんでしたが、平素より、法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めておりました。また、当該事実の判明後は、徹底した調査及び再発防止に向けた取組みを指示したほか、当該取組みの内容を確認するなど、その職責を果たしております。

第4号議案及び第5号議案は、株主8名からの共同提案によるものであります。

株主提案

第4号議案 定款の一部変更の件 (パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示)

提案内容

当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 脱炭素社会への移行

第 条 (パリ協定目標と整合する中期および短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定開示)

当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、当社が気候変動におけるパリ協定に沿った取り組みを表明していることに従い、当社は、すべての投融資ポートフォリオにわたるパリ協定第2条第1項(a)（「パリ協定目標」という）と整合性がある短期および中期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示する。

② 当社は、上記削減目標の進捗状況を年次報告書において開示する。

提案理由

本提案は、パリ協定目標に沿って、すべての投融資ポートフォリオにわたる短期（2025年まで）および中期（2030年まで）の温室効果ガス削減目標を含む事業計画を策定し、開示することにより、当社が気候変動に伴うリスクを適切に管理し、情報の透明性を確保するとともに、企業価値を維持向上させることを目的とする。

日本政府の策定した2050年ネットゼロ目標および当社のすべての投融資ポートフォリオを含めたネットゼロ目標を達成するためには、具体的な短期および中期の目標の設定を伴う事業計画の策定は必須であり、削減目標の進捗状況を年次に開示することにより、当社からの資金の流れが目標に適合することを確実にすることができる。

本条項を定款に加え、事業計画を策定・開示することで、当社における気候変動リスクを適切に管理し、長期のネットゼロ目標を達成するとともに、当社の持続的成長を促進することが可能となる。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

当社取締役会の意見 **本議案に反対いたします。**

当社をはじめとするSMBCグループは、気候変動対策を重要な経営課題の一つと位置付けて真摯に取り組んでおり、本株主提案が求める内容（パリ協定の目標に沿った投融資を実施すること）についても、経営方針の一部として既に取り組みを推進しております。SMBCグループは、提案株主をはじめとする環境NGOや機関投資家等と、気候変動対策について開かれた対話を継続的に行っております。

パリ協定の採択以降、世界的に気候変動問題への対策が加速しており、日本政府も2020年10月、2050年までに温室効果ガス（GHG）の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指すことを公表しております。このような状況下、SMBCグループは、グローバルに事業を展開する複合金融グループとして、日本政府の方針を支持するとともに、パリ協定の目標に沿ってGHG排出量の削減に真摯に取り組んでいるほか、脱炭素社会への移行と実現に資するお客さまの取組みを支援しております。

一方、定款は会社を運営するうえでの基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することは適切ではありません。本株主提案は、パリ協定に沿ったGHG排出量の削減目標を含む事業計画の策定及びその開示という、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、刻々と変わる情勢を踏まえつつ、GHG削減目標や事業計画の機動的な見直しとその迅速な実践を行ってまいりますが、定款はその変更株主総会における特別決議を必要とするものであることから、仮に本議案が可決された場合、当社の機動的な対応をかえって難しくしてしまうおそれがあります。

SMBCグループは、現行の定款のもと、2030年までにSMBCグループ自身が排出するGHGをネットゼロとすることに加え、2050年までに投融資ポートフォリオ全体でのGHG排出量をネットゼロとすることを、2021年8月にコミットしています。2021年10月には、国際的なイニシアティブである「Net-Zero Banking Alliance」(※)に参加いたしました。また、3年程度の短期・中期的に実行する具体的な施策を「アクションプラン」と位置付け、グループ全体で気候変動対策に取り組んでおります。2021年5月には「アクションプランSTEP1」として2023年4月までに実行する施策を公表しており、「アクションプランSTEP1」の主要施策の一つが投融資ポートフォリオGHG排出量（Financed Emissions/FE）の把握と削減目標の策定です。この施策の具体的成果として、2021年8月に公表した「SMBCグループ TCFDレポート2021」において、電力セクターにおける足許のコーポレートファイナンスを含めたFEの値を開示しており、2022年5月には、電力セクターのFE削減目標の公表や石油・ガスセクターのFE算出を行い、気候変動対策の強化を進めております。従って、当社は、本株主提案が求める内容について、公表済の「アクションプラン」等に組み入れた形で取締役会のコミットメントとし、適時に公表しております。

また、2021年6月に改訂された本邦コーポレートガバナンス・コード（CGコード）では、サステナビリティを巡る課題への積極的な対応を求められておりますが、SMBCグループは以下の取り組みを行い、CGコードが求める事項を全て遵守しております。

<サステナビリティについての取り組み>

- 当社は経営理念に「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」旨を定めており、持続可能な社会の実現を目指すうえでのSMBCグループの基本姿勢・方針として、「SMBCグループ サステナビリティ宣言」を制定しています。同宣言ではサステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義し、SMBCグループが重点的に取り組む課題を設定のうえ、サステナビリティの実現に向けて行動していくこととしています。取り組むべき重点課題として、人類共通の財産である「環境」、人々が相互に助け合い、安心して活動できる「コミュニティ」、より良い社会を受け渡していく「次世代」を設定しており、SMBCグループの価値創造プロセスの根底に据えて事業を展開しています。【CGコード補充原則3-1③及び4-2②関連】
- 当社は「SMBCグループ サステナビリティ宣言」に基づく2030年までの計画として「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」を策定しています。“GREEN”は当社のコーポレートカラーと環境、“GLOBE”は地球、国境のない世界を表しており、それらを“×”でつなぐことで足し算ではない掛け算での広がりを見せています。「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」では、2020年度から2029年度までにグリーンファイナンス及びサステナビリティに資するファイナンスを30兆円実行するなどのKPIを設定しています。【CGコード補充原則3-1③関連】
- 当社はこのようなサステナビリティへの取り組みを実効的に執行・監督する体制を構築し、その継続的な強化を図っています。具体的には、2021年4月、グループ全体のサステナビリティに関する施策の企画・立案やサステナブルビジネスの推進を統括するグループCSuO（Chief Sustainability Officer）を新設しました。また、グループにおけるサステナビリティ経営の浸透に関する事項やサステナビリティを推進するために必要な諸施策については、グループCEOを委員長とする「サステナビリティ推進委員会」にて協議しています。加えて、2021年7月に取締役会の内部委員会として新設した「サステナビリティ委員会」では、サステナビリティに関する重要な事項について審議し、取締役会に助言しています。取締役会では、サステナビリティ関連業務の運営方針や進捗に関する審議を定期的を実施し、サステナビリティに関する業務執行の監督を行っています。更に、当社では役員等の報酬体系にもESGへの取り組みを定性指標及び定量指標として組み込んでいます。【CGコード補充原則2-3①及び3-1③関連】

- 当社は「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた気候変動対策の長期行動計画及び短期・中期的に実行する具体的な施策をそれぞれ「気候変動対策ロードマップ」、「アクションプラン」と称し、気候変動対策の強化に取り組んでいます。当社は2021年、自社が排出する温室効果ガス及び投融資ポートフォリオ全体での温室効果ガス排出量をそれぞれ2030年、2050年までにネットゼロとすることをコミットしました。これらを含め、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響の説明等、当社の気候変動に対する取組みを、TCFD提言に沿い「SMBCグループ TCFDレポート2021」でまとめ、公表しています。【CGコード補充原則3-1③関連】

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

(※) Net-Zero Banking Alliance

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) の主導のもと2021年4月に発足した、科学的根拠に基づく中長期GHG排出量削減目標の設定やその進捗報告を通じて、2050年までに投融資ポートフォリオから排出されるGHGをネットゼロとすることを目指す国際的なイニシアティブ。

株主提案

第5号議案 定款の一部変更の件 (IEAによるネットゼロ排出シナリオとの一貫性ある貸付等)

提案内容

当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 脱炭素社会への移行

第 条 (IEAによるネットゼロ排出シナリオと一貫性ある貸付等)

当会社は2050年温室効果ガス排出実質ゼロの達成目標を誓約していることから、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) によるG20サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨ならびに国際エネルギー機関 (IEA) によるネットゼロ排出シナリオに従い、当会社は、新規の化石燃料供給、関連インフラ設備の拡大に当会社の貸付および引受による調達資金が用いられないことを確実にするため積極的な措置を策定し、開示する。

提案理由

本提案は、ネットゼロ排出シナリオならびにG20サステナブルファイナンスワーキンググループへの推奨の履行と一貫性を欠く投融資を行わないことを確実にするための措置を策定し、開示することによって気候変動リスクを適切に管理し、当会社の企業価値を維持向上させることを目的とする。

IEAのシナリオにおけるリスクは幅広く認知されており、パリ協定1.5℃目標達成のためには、新規の石油・ガス田および炭鉱開発、さらにこれらに関連する新規インフラ開発を行う余地がないことが気候科学の見解からも明らかとなっている。

当会社は、2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出をネットゼロにする目標を掲げているが、化石燃料の拡大を促進する案件に引き続き多額の資金提供を続けている。当社が移行リスクを適切に管理し、脱炭素社会への流れをけん引する金融機関となるためにも、本条項を定款に追加することを提案するものである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

当社取締役会の意見 **本議案に反対いたします。**

第4号議案に対する当社取締役会の意見でも記載しているとおり、定款は会社を運営するうえでの基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではありません。本株主提案は、特定の投融資を行わないことを確実にする措置を策定し開示するという、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、気候変動問題を取り巻く動向を丁寧に分析し、機動的に対応してまいります。仮に本議案が可決された場合、当社の機動的な対応が困難となり、株主の皆さまやお客さま等の多くのステークホルダーに悪影響が及ぶ可能性があることを懸念します。

SMBCグループは、現行の定款のもと、セクター方針の見直しを含む気候変動リスク管理体制の強化を「アクションプランSTEP1」における主要施策の一つと位置付けております。2018年には、石炭火力発電等の環境や社会へ大きな影響を与える可能性が高いセクター・事業に対する方針を策定しました。それ以降も段階的に方針の見直しを実施しており、2021年度は石炭火力発電の新設・拡張案件への支援を行わない旨を公表しております。また、2022年5月には、一般炭採掘事業の新規採掘・拡張案件への支援を行わない方針も策定しております。パリ協定の目標に沿って、今後も継続的に対象セクターの追加や現行方針の更なる厳格化を進めるとともに、セクター方針に基づく与信管理・モニタリング体制の高度化に取り組むことにより、ネットゼロの実現を目指してまいります。従って、当社は、本株主提案が求める内容について、公表済の「アクションプラン」等に組み入れた形で取締役会のコミットメントとし、適時に公表しております。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

以上

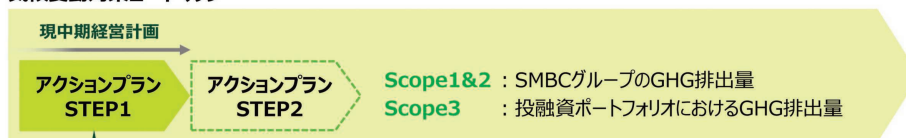
(ご参考) 気候変動対策ロードマップ及びアクションプラン

SMBCグループの気候変動対策の長期行動計画である「気候変動対策ロードマップ」と、短期・中期的に実行する具体的な施策である「アクションプラン」は次のとおりです。



(注) プロジェクトファイナンス及び設備に紐づくコーポレートファイナンスが対象。脱炭素社会への移行に向けた取組みと評価できる案件については、対象から除外。

気候変動対策ロードマップ



主要施策		具体的な取組み
①	ガバナンス 経営管理体制の高度化	グループCSuO (Chief Sustainability Officer) の設置 取締役会の内部委員会としてサステナビリティ委員会を新設
②	戦略 Scope3の把握・削減目標策定	投融资ポートフォリオ全体におけるGHG排出量を2050年にネットゼロに
③	戦略 Scope1&2削減に向けた取組みの加速	SMBCグループの自社GHG排出量を2030年にネットゼロに
④	戦略 気候変動対策・脱炭素化ビジネスの強化	2030年までのサステナブルファイナンス実行額を30兆円に
⑤	リスク管理 リスク管理体制の強化	シナリオ分析の拡充、セクター・事業に関する方針の見直し 等
	指標・目標 KPI・目標の設定・管理	-

(ご参考) 当社における社外取締役の独立性に関する基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近^(注1)において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えております。

1. 主要な取引先^(注2)

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行（以下当社等という）を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。
- (2) 当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当社等から、役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超の金銭その他の財産を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント。
- (2) 当社等から、多額の金銭その他の財産^(注3)を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。

3. 寄付

当社等から、過去3年平均で、年間1,000万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主もしくはその業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者^(注4)

次に掲げるいずれかの者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者。

- (1) 上記1.~4.に該当する者。
- (2) 当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。

注 1. 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

2. 「主要な取引先」とは、次のいずれかまたは双方に該当する者をいう。

- ・当社等を主要な取引先とする者
当該者の連結売上高に占める当社等に対する売上高の割合が2%を超える場合。
- ・当社等の主要な取引先
当該者に当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合。

3. 「多額の金銭その他の財産」とは、当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産をいう。

4. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

5. 「重要」である者の例

- ・各会社の役員、部長クラスの者。
- ・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。



SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP

株主総会会場ご案内略図



会場

当社本店（三井住友銀行本店ビル）

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

交通機関のご案内

大手町駅	都営地下鉄	東京メトロ	東京駅	JR
	<ul style="list-style-type: none"> ● 三田線 ● 丸の内線 	<ul style="list-style-type: none"> ● 千代田線 ● 丸の内線 		<ul style="list-style-type: none"> ● 東西線 ● 丸の内線

C13a出口より地下通路で直結

注 駐車場の用意はいたしていません。

SMBC 三井住友フィナンシャルグループ



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。